

# 自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

## 1 事業所ごとの自動車の使用台数

(令和6年3月31日現在)

整理番号	1	2	3	4	
事業所の名称	高松国税局	高松国税不服審判所	高松税務署	丸亀税務署	
事業所の所在地	香川県高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	香川県高松市天神前3番5号 高松第二国税総合庁舎	香川県高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	香川県丸亀市大手町二丁目 4番1号	
連絡先電話番号	(087)831-3111	(087)861-5635	(087)861-4121	(0877)23-2221	
従業員数(人)	468	16	162	45	
運転者数(人)	468	16	162	45	
使用台数(台)	①普通貨物自動車				
	②小型貨物自動車	1			
	③大型バス (定員30人以上)				
	④マイクロバス (定員11人以上30人未満)				
	⑤乗用自動車	45	1	30	8
	⑥特種自動車				
合計台数	46	1	30	8	

整理番号	5	6	7	8	
事業所の名称	坂出税務署	観音寺税務署	長尾税務署	土庄税務署	
事業所の所在地	香川県坂出市京町二丁目6番 27号 坂出合同庁舎	香川県観音寺市坂本町 六丁目2番7号	香川県さぬき市長尾西 871番地1	香川県小豆郡土庄町 甲6192番地2	
連絡先電話番号	(0877)46-3131	(0875)25-2191	(0879)52-2531	(0879)62-1301	
従業員数(人)	21	28	12	9	
運転者数(人)	21	28	12	9	
使用台数(台)	①普通貨物自動車				
	②小型貨物自動車				
	③大型バス (定員30人以上)				
	④マイクロバス (定員11人以上30人未満)				
	⑤乗用自動車	6	7	4	3
	⑥特種自動車				
合計台数	6	7	4	3	

整理番号	9	10	11	
事業所の名称	神戸税関 坂出税関支署	坂出税関支署 高松出張所	坂出税関支署 高松出張所高松空港事務所	
事業所の所在地	坂出市入船町 1-6-10	高松市朝日新町 1-30	高松市香南町岡 1312-7	
連絡先電話番号	0877-44-9210	087-851-2874	087-879-3889	
従業員数（人）	18	6	18	
運転者数（人）	18	6	18	
使用台数 （台）	①普通貨物自動車			
	②小型貨物自動車			
	③大型バス （定員 30 人以上）			
	④マイクロバス （定員 11 人以上 30 人未満）			
	⑤乗用自動車	4	1	1
	⑥特種自動車		1	
合計台数	4	2	1	

整理番号	12	13	合計	
事業所の名称	坂出税関支署 詫間出張所	四国財務局	—	
事業所の所在地	三豊市詫間町詫間 1338-13	高松市サンプラザ 3-33	—	
連絡先電話番号	0875-83-3071	087-811-7780	—	
従業員数（人）	1	178	982	
運転者数（人）	1	112	916	
15 使用台数 （台）	① 普通貨物自動車		0	
	②小型貨物自動車		1	
	③大型バス （定員 30 人以上）		0	
	④マイクロバス （定員 11 人以上 30 人未満）		0	
	⑤乗用自動車	0	5	115
	⑥特種自動車			1
合計台数	0	5	117	

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(令和5年度)

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス (CNG)		LPG	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(千m <sup>3</sup> )	台数	(t)	台数
高松国税局	34.9	46						
高松国税不服審判所	0.5	1						
高松税務署	12.6	30						
丸亀税務署	1.7	8						
坂出税務署	0.8	6						
観音寺税務署	1.6	7						
長尾税務署	0.6	4						
土庄税務署	0.5	3						
神戸税関坂出税関支署	2.1	4						
坂出税関支署高松出張所	0.2	2	0.1	1				
坂出税関支署 高松出張所高松空港事務所	0.1	1						
坂出税関支署詫間出張所								
四国財務局	2.9	5						
合計 [a]	58.5	117	0.1	1				
二酸化炭素排出係数 [b]	2.29 t-CO <sub>2</sub> /kL		2.619 t-CO <sub>2</sub> /kL		t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		t-CO <sub>2</sub> /t	
二酸化炭素排出量 [a×b]	133.965 t-CO <sub>2</sub>		0.2619t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
二酸化炭素排出量の合計	134.2269 t-CO <sub>2</sub>							

2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして大気環境中に放出することから、事業活動における自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るため、次の方針により取り組むこととする。

- 我々の生活環境や地球環境を守るため、自動車を使用する我々自身が排出ガスによる大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者であることを認識し、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減に努める。
- 自動車の効率的な使用等により、自動車の使用をできるだけ抑制するとともに、整備点検を確実に実施し、アイドリングストップやエコドライブを徹底して、排出ガスを減少させるよう努める。
- 自動車の新規購入または更新に当たっては、低公害車を積極的に導入する。
- この自動車排出ガス対策計画について、職員への十分な周知を行い、職員が一体となって取り組みを推進していく。

### 3 低公害車等の導入に係る事項

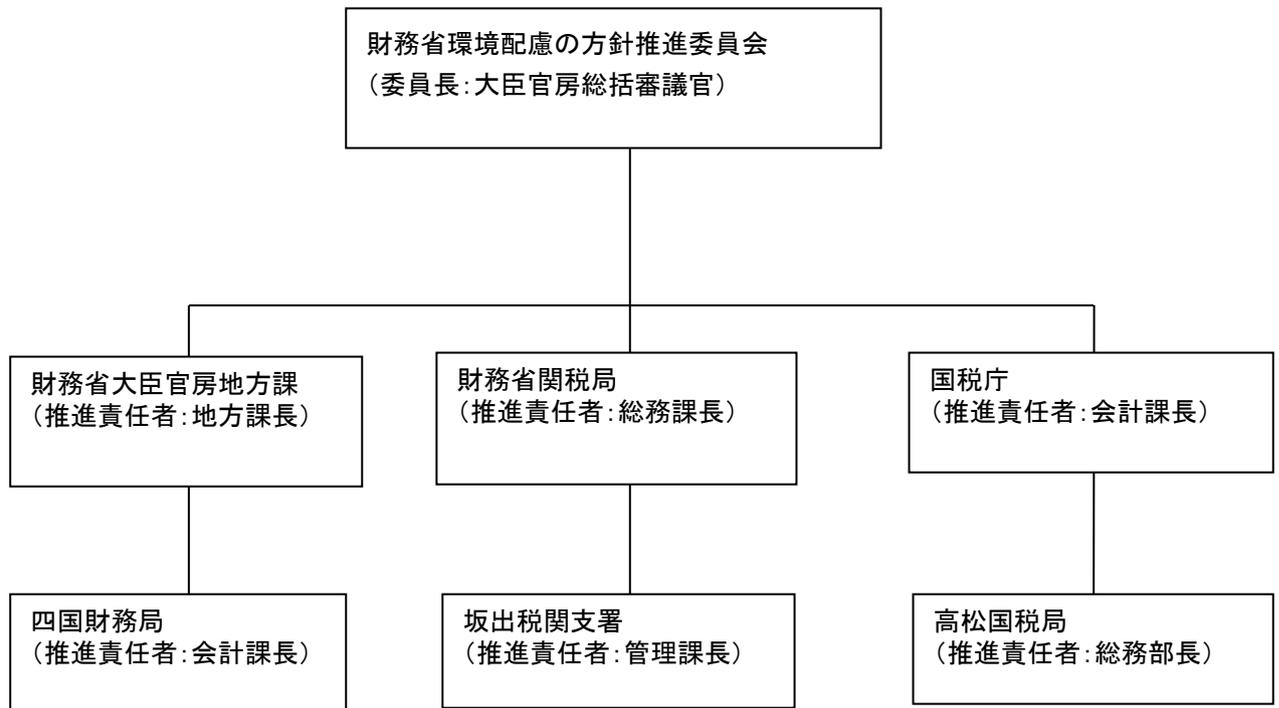
自動車区分	令和5年度末時点の台数	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和8年度末時点の台数	
		減少台数	増加台数	減少台数	増加台数	減少台数	増加台数		
総自動車台数 (低公害車等を含む)	117	13	13	6	6	6	6	117	
低公害車等の台数	① 天然ガス自動車	0	0	0	0	0	0	0	
	② 電気自動車	0	0	0	0	0	0	0	
	③ ハイブリッド自動車	78	0	13	1	7	0	6	103
	④ メタノール自動車	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤ 低燃費かつ低排出ガス認定車	39	13	0	6	0	6	0	14
	⑥ その他の排出ガスの排出量が少ない自動車 ( )	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計 (①～⑥)	117	13	13	7	7	6	6	117
排出ガス低減装置装着車の台数	0	0	0	0	0	0	0	0	
《参考》 軽自動車(二輪除く)の台数	31	4	4	5	5	0	0	31	

### 4 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項目	内容
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣等への移動は公共交通機関や自転車の利用促進を図る。</li> <li>● 自動車の共同利用を図り、効率的な活用を図る。</li> </ul>
自動車の適正な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認するなど日常点検を行う。</li> <li>● 定期的に車両定期点検を実施し、環境に配慮した運行を実践する。</li> <li>● 定期的なエンジンオイルの交換、エアクリーナーの清掃等を実践する。</li> </ul>
自動車の適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全職員に対して、エコドライブの徹底を周知する。</li> <li>● 急発進、急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行う。</li> </ul>

## 5 自動車排出ガス対策計画の推進体制

《体制図》



《推進方法》

財務局、税関、国税局の推進責任者は、毎年度、計画に記載した取り組みの実施状況を確認し、地方課、関税局、国税庁へ報告することで現状を把握するとともに、今後の自動車排出ガス対策への取り組みを推進する。